

関西学生馬術連盟競技会規程

制 定 平成元年 1 月 8 日

第1章 総 則

第1条 (目的)

本規程は、関西学生馬術連盟が主催する競技会について詳細に明示するためのものである。

第2条 (運営)

本連盟の主催する競技会は、実行委員会、技術代表及び審判部によって運営される。

第3条 (競技会)

- ① 本連盟が主催する競技は以下の通りとする。
 - 1 関西学生馬術スプリングトライ
 - 2 全関西学生馬術大会
 - 3 関西学生新人馬術大会
 - 4 関西学生賞典総合馬術大会
 - 5 関西学生賞典障害馬術大会
 - 6 関西学生賞典馬場馬術大会
 - 7 関西学生馬術選手権大会・
 - 8 関西学生馬術女子選手権大会
 - 9 学生馬術東西対抗競技会
 - 10 関西学生複合馬術大会
 - 11 関西学生自馬馬術大会
- ② 本規程とは別に、競技会毎に大会規定及び大会要項を制定する。

第4条 (実施計画)

- ① 実施場所及び実施時期については、各年度の第1回理事会において決定されなければならない。
- ② 競技会の実施要項は競技委員会で審議され理事会の承認を得た後、当該競技会の1か月前までに開示されなければならない。
- ③ 競技種目又は競技内容を大幅に変更する場合は、前年度総会の承認を得なければならない。

第5条 (責任)

本連盟及び実行委員会は、馬匹、選手、馬付き又はその他の者に事故病気等があっても、応急救護は行うが、これにつき一切の責任を負わない。

第2章 機 関

第6条 (実行委員会)

- ① 実行委員会は競技会を運営し、その一切の責任を有するものとする。

- ② 実行委員会は以下に掲げる者で構成される。
 - 1 本連盟理事長である委員長
 - 2 本連盟理事の内数名、及び理事長が特に必要と認めた者数名
- ③ 第1項の規定に関わらず、第9条及び第10条に定める職責を除く。

第7条 (審判部)

審判部は競技場審判部及び上訴委員部からなるものとする。

第8条 (競技場審判部)

- ① 競技場審判部は競技を技術的に審判し、その競技者間の個人別及びチームの順位を定める。
- ② 競技場審判部は抗議のある場合に備え、第15条2項に定める異議申立提出期限の終期まで競技場に留まらなければならない。

第9条 (上訴委員部)

- ① 上訴委員部は以下に掲げる者で構成される。
 - 1 大会実行委員長である議長
 - 2 本連盟理事1名(但し、学生・OBを問わないが審判資格を持つことを要する)
 - 3 実行委員会役員及び会員馬術部監督等の中から選定される委員1名
- ② 上訴委員部は競技場審判部の採決に関する上訴事項の全てを最終的に裁定する。
- ③ 上訴委員部の裁定に対して更に上訴することはできない。但し第15条1項1号に定める場合はこの限りでない。

第10条 (技術代表)

- ① 技術代表は、競技場全部を点検しその職責のもとに、競技の目的に合致しない施設を修正し、経路の一部または全部を変更させ、また、反スポーツ的、あるいは競技者に不快な不意打ちの念を与えるような障害物を変更、移動または除去までもさせる全権を有する。
- ② 技術代表は、国際馬術連盟及び日本馬術連盟の制定する各種規程及び関西学生馬術連盟の制定する規約並びに規程の遵守について責任を負い監督しなければならない。

第11条 (競技運営の指定)

本連盟理事会は各年度第1回理事会において、実行委員会、競技場審判部及び技術代表を指定しなければならない。但し、上訴委員部については会長が指定するものとする。

第3章 競技運営

第12条 (資格)

本連盟の主催する競技会に出場する選手及び馬匹は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 1 選手は本連盟の会員である各大学の馬術部員として登録された者であること。
- 2 馬匹は毎年4月30日現在、全日本学生馬術連盟の登録馬であり、全日本学生馬術連盟に乗馬登録料を納付している馬匹であること。

- 3 競技開催時における選手及び馬匹の帰属と、当該年度の4月30日における選手及び馬匹の帰属が一致していること。

第13条 (出場順序及び服装)

- ① 各競技会の出場の順序は抽選で定める。最初の抽選はチームの順序を決定するためのもので、チームの長又はその代理人及び実行委員会代表者の列席のもとに行われなければならない。
- ② 各チームの長は、その代表するチームに所属する選手の出場順序を指定する権利を有する。
- ③ 各チーム員の出場順序及び騎乗馬に関する指示は、競技会前日の打ち合わせ会に実行委員会に文書で提出しなければならない。
- ④ 事前に定められた出場時刻に競技場に所在しない選手は失権とする。
- ⑤ 服装については、国際馬術連盟指定の諸規程及び日本馬術連盟競技会規程を準用する。

第14条 (人馬の変更)

選手及び馬匹は、各競技会の打ち合わせ会において、そのどちらか一方に限って変更をすることができる。この場合、実行委員会に変更申し込み用紙を提出し、所定の変更料を納付することによって変更が認められる。

第15条 (異議申立)

- ① 関西学生馬術連盟理事、各校監督および主将は次に掲げる事項について異議申立の資格を有する。
 - 1 競技者又は馬匹の資格に関する事項
 - 2 障害物、経路又は経路図に関する事項
 - 3 反則又は事故に関する事項
 - 4 順位に関する事項
 - 5 第1号から4号まで以外の事項
- ② 前項に掲げる事項についての異議申立は次に定める期限までに行わなければならない。
 - 1 前項1号に掲げる事項 前日打ち合わせ会
 - 2 前項2号に掲げる事項 競技開始前
 - 3 前項3号および4号に掲げる事項 成績発表後30分以内
- ③ 第1項第1号から4号までに掲げる事項の異議申立は、競技場審判部部長に宛て詳細に文書で提出しなければならない。
- ④ 競技場審判部は異議申立を受けた事項について、審査、決定し告知するとともに、上訴委員部に決定内容について報告する。
- ⑤ 異議申立を行った者は、競技場審判部の決定に対して、上訴委員部に上訴することができる。
- ⑥ 第1項第5号に掲げる事項についての異議申立は、上訴委員部部長に宛て詳細に文書で提出しなければならない。
- ⑦ 上訴委員部は異議申立を受けた事項について、審査、決定し告知する。
- ⑧ 上訴委員部の決定に対して上訴することはできない。但し、第1項第1号に掲げる事項についての規定に反して失格となる場合につき、競技終了後15日以内であれば本連盟の裁定を受けることができる。
- ⑨ 上訴委員部は、競技場審判部の決定に対する上訴を受け付ける場合は、競技場において提出する場合を除き上訴内容の提出場所を指定することができる。

第4章 賞典

第16条 (賞典)

- ① 本連盟主催の競技会において、個人の表彰対象は以下の通りとする。
 - 1 関西学生馬術選手権大会、関西学生馬術女子選手権大会、全関西学生馬術大会、関西学生賞典障害馬術大会、関西学生賞典馬場馬術大会、関西学生賞典総合馬術大会及び関西学生複合馬術大会においては、競技種目毎に1位から6位まで
 - 2 全関西学生馬術大会のLクラス障害飛越競技Bにおいては、1位から10位まで
 - 3 関西学生馬術スプリングトライ、関西学生自馬馬術大会、関西学生新人馬術大会においては、競技種目毎に1位から6位または10位まで
- ② 本連盟主催の競技会において、団体の表彰対象は以下の通りとする。但し順位の決定方法は別に定める各大会規定の通りとする。
 - 1 全関西学生馬術大会、関西学生新人馬術大会、関西学生賞典障害馬術大会、関西学生賞典馬場馬術大会、関西学生賞典総合馬術大会、関西学生複合馬術大会、関西学生自馬馬術大会においては、大会毎に1位から3位まで
 - 2 全関西学生馬術大会のLクラス障害飛越競技Aにおいては、1位から6位まで
 - 3 学生馬術東西対抗競技会においては、優勝および準優勝

第5章 宿泊

第17条 (宿泊)

- ① 本条は関西学生馬術連盟が主催する各競技会において、次に掲げる競技会役員の宿泊に適用する。
 - 1 上訴委員長及び上訴委員
 - 2 審判委員長及び競技開始時間までに当日移動が困難な審判員
 - 3 獣医師及び装蹄師
 - 4 競技委員長
 - 5 スチュワード委員長及びスチュワード
 - 6 コースデザイナー
 - 7 救護医師及び看護師
 - 8 その他、大会委員長及び競技委員長が指定する者
- ② 前項に定める競技会役員のうち、競技会期間中での宿泊を希望する者は、原則として総務委員の準備する宿泊施設に宿泊する。
- ③ 総務委員が宿泊施設を準備できない等のやむを得ない状況の場合は、大会委員長及び総務委員長の許可のもと、各自にて確保した宿泊施設に宿泊し、後日実費精算を行う。
- ④ 競技会会計支出の低減を図るべく、総務委員は、競技会役員としての実働までに当日移動することができるにもかかわらず前泊を行う等の不要な宿泊を可能な限り抑えることとし、競技会役員はそれに協力しなければならない。

附則

第1条 この規程は、平成元年1月8日に制定し同日施行する。

第2条 この規程は、平成19年2月17日に改正施行する。

第3条 この規程は、平成24年2月18日に改正施行する。

第4条 この規程は、平成24年2月18日に改正施行する。

第5条 この規程は、平成25年5月3日に改正施行する。

第6条 この規程は、平成28年2月11日に改正施行する。